

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

資料2
6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
広陵町	奈良交通(株)	(1) 中央幹線A	広陵町役場	百済森・ 広陵東小学校東・ 広陵町役場	近鉄高田駅	往 7.5km 復 7.5km	243日	121.5回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で補 助対象地域間幹線系 統「高田五條線」「高 田イオンモール線」 「高田新家線」と接続 する。(近接)	③
		(2) 中央幹線B	近鉄高田駅	広陵町役場・ 百済森・ 広陵東小学校東	近鉄高田駅	往 11.0km (循環)	362日	362回		路線定期 運行	①		③
		(3) 中央幹線C	近鉄高田駅	広陵町役場・ はしお元気村・ 萱野	近鉄高田駅	往 17.1km (循環)	362日	1810回		路線定期 運行	①		③
		(4) 中央幹線D	近鉄高田駅	広陵町役場・ 百済森・ はしお元気村	近鉄高田駅	往 14.5km (循環)	362日	362回		路線定期 運行	①		③
		(5) 中央幹線E	近鉄高田駅	広陵町役場・ 広陵東小学校東・ 百済森	広陵町役場	往 7.7km 復 7.7km	243日	121.5回		路線定期 運行	①		③
		(6) 中央幹線F	近鉄高田駅	百済寺公園北・ 広陵町役場	近鉄高田駅	往 18.1km (循環)	362日	362回		路線定期 運行	①		③
		(7) 中央幹線G	近鉄高田駅	広陵町役場・ 百済寺公園北	近鉄高田駅	往 18.1km (循環)	362日	362回		路線定期 運行	①		③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

資料2
7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
広陵町	奈良交通(株)	(1) 中央幹線A	広陵町役場	百済森・ 広陵東小学校東・ 広陵町役場	近鉄高田駅	往 7.5km 復 7.5km	243日	121.5回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で補 助対象地域間幹線系 統「高田五條線」「高 田イオンモール線」 「高田新家線」と接続 する。(近接)	③
		(2) 中央幹線B	近鉄高田駅	広陵町役場・ 百済森・ 広陵東小学校東	近鉄高田駅	往 11.0km (循環)	361日	361回		路線定期 運行	①		③
		(3) 中央幹線C	近鉄高田駅	広陵町役場・ はしお元気村・ 萱野	近鉄高田駅	往 17.1km (循環)	361日	1805回		路線定期 運行	①		③
		(4) 中央幹線D	近鉄高田駅	広陵町役場・ 百済森・ はしお元気村	近鉄高田駅	往 14.5km (循環)	361日	361回		路線定期 運行	①		③
		(5) 中央幹線E	近鉄高田駅	広陵町役場・ 広陵東小学校東・ 百済森	広陵町役場	往 7.7km 復 7.7km	243日	121.5回		路線定期 運行	①		③
		(6) 中央幹線F	近鉄高田駅	百済寺公園北・ 広陵町役場	近鉄高田駅	往 18.1km (循環)	361日	361回		路線定期 運行	①		③
		(7) 中央幹線G	近鉄高田駅	広陵町役場・ 百済寺公園北	近鉄高田駅	往 18.1km (循環)	361日	361回		路線定期 運行	①		③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
広陵町	奈良交通(株)	(1) 中央幹線A	広陵町役場	百済森・ 広陵東小学校東・ 広陵町役場	近鉄高田駅	往 7.5km 復 7.5km	240日	120.0回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で補 助対象地域間幹線系 統「高田五條線」「高 田イオンモール線」 「高田新家線」と接続 する。(近接)	③
		(2) 中央幹線B	近鉄高田駅	広陵町役場・ 百済森・ 広陵東小学校東	近鉄高田駅	往 11.0km (循環)	361日	361回		路線定期 運行	①		③
		(3) 中央幹線C	近鉄高田駅	広陵町役場・ はしお元気村・ 萱野	近鉄高田駅	往 17.1km (循環)	361日	1805回		路線定期 運行	①		③
		(4) 中央幹線D	近鉄高田駅	広陵町役場・ 百済森・ はしお元気村	近鉄高田駅	往 14.5km (循環)	361日	361回		路線定期 運行	①		③
		(5) 中央幹線E	近鉄高田駅	広陵町役場・ 広陵東小学校東・ 百済森	広陵町役場	往 7.7km 復 7.7km	240日	120.0回		路線定期 運行	①		③
		(6) 中央幹線F	近鉄高田駅	百済寺公園北・ 広陵町役場	近鉄高田駅	往 18.1km (循環)	361日	361回		路線定期 運行	①		③
		(7) 中央幹線G	近鉄高田駅	広陵町役場・ 百済寺公園北	近鉄高田駅	往 18.1km (循環)	361日	361回		路線定期 運行	①		③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。